

自己資本の充実の状況等について

当行は、自己資本比率規制（第1の柱）に関する金融庁告示第19号（以下、告示）の一部改正にともない、平成25年度末より、バーゼルⅢ基準により自己資本比率を算出しております。

以下の記載の開示事項は、金融庁告示第7号に基づく開示事項になります。

自己資本の構成に関する開示事項

●連結自己資本比率（国内基準）

(単位：百万円、%)

項目	平成28年3月期	平成29年3月期	
		経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	34,578	/	37,296
うち、資本金及び資本剰余金の額	2,001	/	2,001
うち、利益剰余金の額	32,637	/	35,355
うち、自己株式の額(△)	-	/	-
うち、社外流出予定額(△)	60	/	60
うち、上記以外に該当するものの額	-	/	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△35	/	△26
うち、為替換算調整勘定	-	/	-
うち、退職給付に係るものとの額	△35	/	△26
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-	/	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	/	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	891	/	840
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	891	/	840
うち、適格引当金コア資本算入額	-	/	-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	/	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	/	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	/	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,753	/	1,454
非支配株主持分のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	/	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	37,187	/	39,564
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	504	756	644
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	504	756	644
継延税金資産（一時差異に係るもの）の額	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
退職給付に係る資産の額	179	269	33
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-

特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、継延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、継延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (口)	684	/	677	/
自己資本				
自己資本の額((イ)-(口)) (ハ)	36,503	/	38,886	/
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	336,738	/	358,630	/
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	5,896	/	5,069	/
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）を除く。)	756	/	429	/
うち、継延税金資産	-	/	-	/
うち、退職給付に係る資産	269	/	22	/
うち、他の金融機関等向けエクスポート	-	/	-	/
うち、上記以外に該当するものの額	4,870	/	4,617	/
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	/	-	/
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	17,637	/	17,962	/
信用リスク・アセット調整額	-	/	-	/
オペレーションナル・リスク相当額調整額	-	/	-	/
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	354,375	/	376,593	/
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 ((ハ) / (二))	10.30	/	10.32	/

●単体自己資本比率（国内基準）

項目	平成28年3月期		平成29年3月期	
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
コア資本に係る基礎項目（1）				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	33,976		36,583	
うち、資本金及び資本剰余金の額	2,001		2,001	
うち、利益剰余金の額	32,035		34,642	
うち、自己株式の額（△）	—		—	
うち、社外流出予定額（△）	60		60	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	855		806	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	855		806	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,753		1,454	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	36,584		38,844	
コア資本に係る調整項目（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	503	755	643	428
うち、のれんに係るもの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	503	755	643	428
線延税金資産（一時差異に係るもの）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	172	258	16	10
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、線延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、線延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額（口）	676		659	
自己資本				
自己資本の額((イ)－(口))	(ハ)	35,908		38,184

リスク・アセット等（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額	337,454		358,988	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	5,885		5,056	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）を除く。）	755		428	
うち、線延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	258		10	
うち、他の金融機関等向けエクスポート	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	4,870		4,617	
マーケット・リスク相当額の合計額をハリーセントで除して得た額	—		—	
オペレーションナル・リスク相当額の合計額をハリーセントで除して得た額	17,179		17,483	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額（二）	354,634		376,471	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (二))	10.12		10.14	

定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項（第12条第3項第1号）

- イ. 自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
連結グループに属する会社と連結財務諸表規則に基づく連結範囲に含まれる会社に相違点はございません。
- ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
連結グループに属する連結子会社は以下の2社です。
・岳洋産業株式会社（店舗用不動産の賃貸管理業）
・静岡中央信用保証株式会社（信用保証業務）
- ハ. 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等はございません。
- 二. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれる会社はございません。
- ホ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は特段ございません。

2. 自己資本調達手段の概要（第10条第3項第1号 第12条第3項第2号）

自己資本調達手段		概要
普通株式	24百万株	完全議決権株式
非累積的永久優先株式	一百萬株	
期限付劣後債務	一百萬株	

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

※銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要（第10条第3項第2号）
※連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要（第12条第3項第3号）
当行では、良質な資産の積上げと着実な収益の積上げによる内部留保の拡大により充分な自己資本を確保するよう努めているとともに、自己資本比率等を指標として健全性を評価しております。また、信用リスク、市場リスク、オペレーション・リスク（事業リスク、システムリスク他）等、当行の直面するリスクに関し、それぞれのカテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照することによって、リスクに対して自己資本が十分であるかなど充実度を確認しております。

4. 信用リスクに関する事項（第10条第3項第3号 第12条第3項第4号）

イ. 信用リスク管理の方針及び手続きの概要

○リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引相手先の信用状態の悪化等により、与信取引の価値が減少しないこと消滅し、損失を被るリスクをいいます。
当行では「信用リスク管理規程」に基づき、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理による「個別与信管理」（取引相手先ごとまたは取引ごとに信用リスクの状況を把握・判断）と、銀行全体のポートフォリオにおいて、特定の大口取引、業種、地域、与信形態など、同種のリスクへの過度の与信集中を回避するなど信用リスクの分散を図る「ポートフォリオ管理」（与信資産全体を一つの集合体として捉え、全体として信用リスクの状況を管理すること）を行っています。

「個別与信管理」については、審査部門が個別債務者毎、個別与信稟議毎に、信用状況、財務分析、資金使途、返済計画・能力等により適切な与信判断をするとともに、実行後は常に個別債務者の信用状況を把握し、定期的に信用格付を実施し、定期的に経営に報告するなど適切な事後管理に努めています。

「ポートフォリオ管理」は、銀行全体の与信ポートフォリオについて、信用リスク管理部署が、大口個社や大口与信グループ、業種別与信の集中度合等について、定期的にモニタリングを行うことにより、与信集中によるリスクを回避しているとともに、信用リスクの計量化、モニタリング結果を定期的に経営に報告するなど適切な管理に努めています。

※信用格付とは、行内の信用格付制度で、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングなどに利用しています。

○自己査定と償却・引当

自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに債権回収の危険性の度合いに応じて資産分類を行うものです。

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準および償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っています。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しています。

「破綻懸念先」「破綻先」「実質破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、個別貸倒引当金の計上等を行っています。

□ 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行では、保有資産のリスク・ウェイトを判定する上で、すべてのエクスポートフォリオについて以下の4社の適格格付機関を使用しています。なお、証券化エクスポートフォリオの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・「R&I」「JCR」「Moody's」「S&P」

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

（第10条第3項第4号 第12条第3項第5号）

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行では、貸出等の与信取引を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っていますが、その上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めています。保証では、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体および、債務者の親会社による保証が主となっています。担保・保証の評価や管理等の手続きについては、当行が定める行内規定に基づいて、適切な取扱いを行っております。

また、貸出金と預金の相殺を行う取引としては、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証等を対象としており、行内規定に基づいて手続きを行っています。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保および適格保証、および、貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しています。適格担保の内容としては自行預金、国債、上場株式等、適格保証の内容としては住宅金融融資支援機構（前住宅金融公庫）や政府関係機関、地方公共団体の保証などが主なものです。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要
(第10条第3項第5号 第12条第3項第6号)
当行では、派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

7. 証券化エクスポートに関する事項
(第10条第3項第6号 第12条第3項第7号)

当行では、証券化取引へのオリジネーターとしての関与はありません。
また、投資家として当行以外のオリジネーターによる証券化商品の購入はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項
(第10条第3項第7号 第12条第3項第8号)

当行では、自己資本比率算出においてマーケット・リスク相当額と準備完目的算入は行っておりません。

9. オペレーションナル・リスクに関する事項
(第10条第3項第8号 第12条第3項第9号)

イ. オペレーションナル・リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーションナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスクをいいます。

当行では、リスクに関する包括的な行内規定である「リスク管理基本規程」において、オペレーションナル・リスクとして、事務リスク、システムリスク、法務リスク(リガルリスク)、風評(評判)リスク、有形資産リスク、人的リスク、その他オペレーションナル・リスクの7つに分類し、オペレーションナル・リスク管理規程を定め管理しています。

また、個別に行内規定を定め、各リスクについて、それぞれ業務部、システム部、コンプライアンス統括部、経営管理部、人事部等の管理部署が個別リスクを管理し、事故データ等の蓄積を行っているほか、リスクを統括する常務会に定期的にリスクの状況に関する報告を行っています。

ロ. オペレーションナル・リスク相当額算出に使用する手法

当行では、自己資本比率算出上のオペレーションナル・リスク相当額の算出にあたっては「基礎的手法」(注)を採用しております。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーションナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーションナル・リスク相当額とするものです。

10. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続の概要
(第10条第3項第9号 第12条第3項第10号)

出資等のリスク管理につきましては、資金証券部において定期的にリスクを評価し、その状況について、ALM委員会や取締役会等に報告を行っております。

市場リスクの計測は、バリュー・アット・リスク(以下、「VaR」という。)による分析を行い、VaRの算定にあたっては、分散共分散法(保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年)を採用しております。

11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項
(第10条第3項第10号 第12条第3項第11号)

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

市場リスクとは、金利や為替、株価などの変動によって、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクをいい、具体的には、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに分けられます。

当行では、市場リスク量を適切にコントロールするために、資金証券部が市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計測

可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益がどのように変動するかを試算しています。

資金証券部は、市場リスクの状況について、定期的にALM委員会に報告し、ALM委員会が全体の資産と負債のバランスを管理するための協議内容を取締役会等に報告しております。

ロ. 銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

当行では、銀行勘定(資産・負債勘定のうち、貸出金、預金、有価証券など)における金利リスクを算定するにあたり、計量可能なリスクについては、ベース・ポイント・バリュー(BPV)(注1)、ギャップ分析(注2)、VaR(注3)などの計測手法を用いて、計測しております。

また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行い、金利が大きく変動した場合等に想定しうる損失額等の把握を行うとともに、バックテスティングにより、計測結果の検証を行っています。

(注1) BPV…金利が0.01%変化した場合の時価損益の変化

(注2) ギャップ分析…資産負債の残高を将来の金利改定期ごとに集計して、そのギャップを分析する手法

(注3) VaR…一定の確率の下の予想最大損失額

定量的な開示事項

①第12条第4項第1号

1. その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規程するその他金融機関等をいう。）であつて銀行の子法人等であるものの、うち、規制上の所有自己資本を下回った会社の名称と所有自己資本を下回った額の総額
該当する会社はございません。

②第10条第4項1号、第12条第4項第2号（自己資本の充実度に関する事項）

2. 信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成28年3月期				平成29年3月期			
	単体		連結		単体		連結	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク(A) (標準的手法)	337,454	13,498	336,738	13,469	358,988	14,359	358,630	14,345
【資産（オン・バランス）項目】計	335,534	13,421	334,817	13,392	356,599	14,263	356,241	14,249
現金	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	7	0	7	0	6	0	6	0
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,957	118	2,957	118	3,404	136	3,404	136
法人等向け	110,696	4,427	110,696	4,427	115,098	4,603	115,098	4,603
中小企業等向け及び個人向け	47,150	1,886	47,114	1,884	51,419	2,056	51,382	2,055
抵当権付住宅ローン	50,952	2,038	50,935	2,037	52,328	2,093	52,310	2,092
不動産取得等事業向け	75,440	3,017	75,440	3,017	79,646	3,185	79,646	3,185
三月以上延滞等	553	22	735	29	1,353	54	1,638	65
取立未決済手形	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	3,432	137	3,432	137	3,431	137	3,431	137
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等	19,182	767	18,587	743	19,476	779	19,185	767
(うち出資等のエクスポージャー)	19,182	767	18,587	743	19,476	779	19,185	767
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	7,848	313	7,586	303	11,015	440	10,706	428
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	2,500	100	2,500	100
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	2,422	96	2,053	82	2,521	100	2,106	84
(うち右記以外のエクスポージャー)	5,425	217	5,532	221	5,993	239	6,100	244
証券化（オリジネーターの場合）	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外の場合）	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	11,427	457	11,427	457	14,361	574	14,361	574
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,885	235	5,896	235	5,056	202	5,069	202
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—	—	—	—	—
【オフ・バランス取引等項目】計	1,920	76	1,920	76	2,389	95	2,389	95
原契約期間が1年以下のコミットメント	—	—	—	—	3	0	3	0
原契約期間が1年超のコミットメント	1,728	69	1,728	69	2,173	86	2,173	86
信用供与に直接的に代替する借入債務	192	7	192	7	211	8	211	8
(うち借入金の保証)	(192)	(7)	(192)	(7)	(211)	(8)	(211)	(8)
オペレーション・リスク（B） (基礎的手法)	17,179	687	17,637	705	17,483	699	17,962	718
総所要自己資本額（A）+（B）	—	—	14,185	—	14,175	—	15,058	—

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

③ 第10条第4項第2号、第12条第4項第3号（信用リスクに関する事項）

3. 信用リスクに関する事項

●信用リスクに関するエクスポートジャーヤーおよび三月以上延滞エクスポートジャーヤーの期末残高

【单体】

(単位：百万円、%)

万円、%)

	信用リスクに関するエクスポートジャーの期末残高								三月以上延滞 エクスポートジャーの 期末残高	
	貸出金、 その他の資産		有価証券		デリバティブ 取引					
	28年3月期	29年3月期	28年3月期	29年3月期	28年3月期	29年3月期	28年3月期	29年3月期	28年3月期	29年3月期
国 内 計	636,968	657,325	508,699	530,017	128,266	127,307	—	—	1,973	1,369
国 外 計	2,301	1,800	—	—	2,301	1,800	—	—	—	—
地 域 別 合 計	639,270	659,125	508,699	530,017	130,570	128,107	—	—	1,973	1,369
製 造 業	78,212	81,670	54,282	58,390	23,930	23,280	—	—	92	1
農 業・林 業	229	119	229	119	—	—	—	—	—	—
漁 業	56	37	56	37	—	—	—	—	—	—
鑛 石・鉱 物・砂 岩 掘 取 業	12	59	12	59	—	—	—	—	—	—
建 設 業	34,744	34,250	33,421	32,842	1,323	1,408	—	—	75	11
電 気・ガス・熱供給・水道業	1,848	2,563	1,443	1,535	405	1,028	—	—	—	—
情 報 通 信 業	1,748	3,404	1,146	1,856	602	1,547	—	—	—	—
運 輸 業・郵便業	12,034	13,741	9,165	9,748	2,869	3,992	—	—	1	—
卸・小 売 業	37,092	38,673	33,953	35,235	3,138	3,438	—	—	—	1,225
金 融・保 険 業	42,423	47,950	34,025	40,458	8,397	7,492	—	—	—	—
不 動 産 業	15,787	19,978	13,047	16,026	2,739	3,952	—	—	—	77
不動産賃貸管理業	27,848	25,688	27,464	25,304	384	384	—	—	391	314
物 品 貨 物 業	4,118	5,074	4,118	5,074	—	—	—	—	—	—
卸 批 売・貿易ワーカー業	1,901	1,527	1,901	1,527	—	—	—	—	—	—
宿 宿 業	8,429	7,770	8,429	7,770	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	5,385	5,428	5,385	5,428	—	—	—	—	—	0
生 活 服 サービス業・旅館業	4,378	4,531	4,378	4,531	—	—	—	—	42	0
教 育・学 習 支 援 業	1,312	910	1,312	910	—	—	2,500	—	—	—
医 療・福 祉 業	34,835	34,090	34,835	34,090	—	—	—	0	—	—
その他のサービス業	10,181	11,879	9,888	10,678	929	1,200	—	—	113	73
国・地方公共団体	65,910	57,018	1,894	1,748	64,015	55,269	—	—	—	—
個 人 に も る 賃 家 葉	71,765	73,977	71,765	73,977	—	—	—	—	—	706
個 人 人	139,554	144,461	139,554	144,461	—	—	—	—	29	118
そ の 他	38,841	44,318	17,008	18,205	21,833	26,112	—	—	—	—
業 種 別 計	639,270	659,125	508,699	530,017	130,570	129,107	—	—	1,973	1,369
1 年 以 下	62,405	58,070	53,999	49,335	8,406	8,734	—	—	—	—
1 年超3年以下	42,502	53,434	22,630	29,686	19,871	23,747	—	—	—	—
3 年超5年以下	63,525	51,296	38,763	40,437	24,762	10,858	—	—	—	—
5 年超7年以下	39,252	37,626	36,684	32,509	2,568	5,116	—	—	—	—
7 年超10年以下	76,763	79,721	36,811	43,863	37,951	35,838	—	—	—	—
10 年 超	27,165	287,047	261,331	269,857	10,343	17,189	—	—	—	—
期間の定めのないもの	83,144	91,929	56,479	64,307	26,665	27,622	—	—	—	—
残 期 限 別 合 計	639,270	659,125	508,699	530,017	130,570	129,107	—	—	1,973	1,369

	信用リスクに関するエクスボージャーの期末残高										三月以上延滞 エクスボージャーの 期末残高	
	貸出金、 その他の資産		有価証券		デリバティブ 取引							
	28年3月期	29年3月期	28年3月期	29年3月期	28年3月期	29年3月期	28年3月期	29年3月期	28年3月期	29年3月期	28年3月期	29年3月期
国 内 計	636,606	657,247	508,670	529,971	127,935	127,276	—	—	2,436	1,895		
国 外 計	2,301	1,800	—	—	2,301	1,800	—	—	—	—		
地 域 別 合 計	638,907	659,047	508,670	529,971	130,236	129,076	—	—	2,436	1,895		
製 造 業	78,212	81,974	54,282	58,390	23,930	23,584	—	—	92	1		
農 業・林 業	229	119	229	119	—	—	—	—	—	—		
漁 業	56	37	56	37	—	—	—	—	—	—		
鑿・採石・砂利採取業	12	59	12	59	—	—	—	—	—	—		
建 設 業	34,744	34,250	33,421	32,842	1,323	1,408	—	—	75	11		
電気・ガス・熱供給・水道業	1,848	2,563	1,443	1,535	405	1,028	—	—	—	—		
情 報 通 信 業	1,748	3,404	1,146	1,856	602	1,547	—	—	—	—		
運輸業・郵便業	12,034	13,741	9,165	9,748	2,869	3,992	—	—	1			
卸・小売業	37,092	38,673	33,953	35,235	3,138	3,438	—	—	—	1,225	65	
金融・保険業	41,293	46,820	34,025	40,458	7,267	6,362	—	—	—	—		
不 動 産 業	15,787	19,978	13,047	16,026	2,739	3,952	—	—	—	—	77	
不動産賃貸管理業	27,838	25,678	27,464	25,304	374	374	—	—	391	314		
品 物 賃 貸 業	4,118	5,074	4,118	5,074	—	—	—	—	—	—		
専門店・販売サービス業	1,901	1,527	1,901	1,527	—	—	—	—	—	—		
宿 泊 業	8,429	7,770	8,429	7,770	—	—	—	—	—	—		
飲 食 業	5,385	5,428	5,385	5,428	—	—	—	—	—	0		
生活関連サービス業・娯楽業	4,378	4,531	4,378	4,531	—	—	—	—	42	0		
教育・学習支援業	1,312	910	1,312	910	—	—	—	—	—	—		
医 療・福 祉	34,835	34,090	34,835	34,090	—	—	—	—	0	—		
その他のサービス業	10,818	11,879	9,888	10,678	929	1,200	—	—	113	73		
国・地方公共団体	66,716	57,823	1,894	1,748	64,822	56,075	—	—	—	—		
個人による家賃業	71,765	73,977	71,765	73,977	—	—	—	—	—	706		
個 人	139,534	144,461	139,534	144,461	—	—	—	—	493	644		
そ の 他	38,812	44,271	16,978	18,158	21,833	26,112	—	—	—	—		
業 種 別 計	638,907	659,047	508,670	529,971	130,236	129,076	—	—	2,436	1,895		
1 年 以 下	62,405	59,070	53,999	49,335	8,406	8,734	—	—	—	—		
1 年超 3年以下	42,502	53,434	22,630	29,686	19,871	23,747	—	—	—	—		
3 年超 5年以下	64,332	52,101	38,763	40,437	25,569	11,663	—	—	—	—		
5 年超 7年以下	39,252	37,626	36,684	32,509	2,568	5,116	—	—	—	—		
7 年超 10年以下	76,763	79,721	38,811	43,883	37,951	35,883	—	—	—	—		
10 年 超	271,675	287,047	261,331	269,857	10,343	17,189	—	—	—	—		
賃料の定めのないもの	81,975	91,046	56,449	64,260	25,525	26,766	—	—	—	—		
残高期間別合計	638,907	659,047	508,670	529,971	130,236	129,076	—	—	2,436	1,895		

(注) 1. 「貸出金、その他の資産」項目には、貸出金、コミットメント、現金預け金、コールローン等が計上されています。

2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャー。または引当金勘定並びにスクルーチン料が150%以上であるエクスポージャー。

3 エクスボージャーの内訳については、「貸出金 その他の資産」「有価証券」「デリバティブ取引」に区分し、従業員

種別でその他に区分していたエクスボージャー等を詳細に区分し表示しております。

(注) 1. 「貸出金、その他の資産」項目には、貸出金、コミットメント、現金預け金、コールローン等が計上されています。

2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャー。または引当金勘定並びにリスク率（レバレッジ）が150%以上であるエクスポージャー。

3 エクスボーナーの内訳については「貸出金」「その他の資産」「有価証券」「デリバティブ取引」に区分し、従来業

種別でその他に区分していたエクスボージャー等を詳細に区分して表示しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、投資損失引当金勘定の期末残高および期中増減額

【单体】

(单位：百万円)

(单位：百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	28年3月期	1,043	△ 188	855
	29年3月期	855	△ 48	806
個別貸倒引当金	28年3月期	3,752	△ 483	3,269
	29年3月期	3,269	△ 1,802	1,467
投資損失引当金	28年3月期	545	—	545
	29年3月期	545	—	545
合 計	28年3月期	5,341	△ 671	4,669
	29年3月期	4,669	△ 1,850	2,818

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	28年3月期	1,068	△ 176	891
	29年3月期	891	△ 50	840
個別貸倒引当金	28年3月期	4,170	△ 462	3,708
	29年3月期	3,708	△ 1,808	1,899
投資損失引当金	28年3月期	—	—	—
	29年3月期	—	—	—
合 計	28年3月期	5,239	△ 639	4,599
	29年3月期	4,599	△ 1,859	2,740

●個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

【单体】

(单位：百万円)

(单位：百万元)

	期首残高		当期増減額		期末残高	
	28年3月期	29年3月期	28年3月期	29年3月期	28年3月期	29年3月期
国 内 計	3,752	3,269	△ 483	△ 1,802	3,269	1,467
国 外 計		—	—	—	—	—
地 域 別 計	3,752	3,269	△ 483	△ 1,802	3,269	1,467
製 造 業	424	368	△ 56	△ 186	368	181
農 業・林 業	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業		—	—	—	—	—
建 設 業	308	21	△ 287	△ 5	21	16
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—
運 輸 業・郵 便 業	—	—	—	—	—	—
卸・小 売 業	2,431	1,243	△ 1,188	△ 1,182	1,243	60
金 融・保 険 業	—	—	—	—	—	—
不 動 産 産 業	44	52	8	△ 9	52	43
不 動 産 貨 倉 管 理 業	100	293	193	△ 89	293	204
物 品 貨 貸 業	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	33	33	△ 33	33	33
宿 泊 業	62	179	117	△ 45	179	134
飲 食 事 業	8	108	100	△ 28	108	80
生活関連サービス業・娯楽業	185	150	△ 34	△ 108	150	42
教 育・学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—
医 療・福 祉	28	25	△ 3	△ 0	25	25
そ の 他 の サ ー ビ ス	48	569	520	△ 18	569	550
国・地 方 公 共 団 体	—	—	—	—	—	—
個 人 に よ る 貸 家 業	82	197	115	△ 118	197	79
個 人 人	20	17	△ 2	23	17	40
そ の 他	7	7	—	2	7	9
業 種 別 計	3,752	3,269	△ 483	△ 1,802	3,269	1,467

	期首残高		当期増減額		期末残高	
	28年3月期	29年3月期	28年3月期	29年3月期	28年3月期	29年3月期
国 内 計	4,170	3,708	△ 462	△ 1,808	3,708	1,899
國 外 計	—	—	—	—	—	—
地 域 別 計	4,170	3,708	△ 462	△ 1,808	3,708	1,899
製 造 業	424	368	△ 56	△ 186	368	181
農 業・林 業	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	308	21	△ 287	△ 5	21	16
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—
運 輸 業・郵 便 業	—	—	—	—	—	—
卸 小 売 業	2,431	1,243	△ 1,188	△ 1,182	1,243	60
金 融・保 険 業	—	—	—	—	—	—
不 動 賦 産 業	44	52	8	△ 9	52	43
不 動 賓 貸 管 理 業	100	293	193	△ 89	293	204
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	33	33	△ 33	33	—
宿 泊 業	62	179	117	△ 45	179	134
飲 食 業	8	108	100	△ 28	108	80
生活関連サービス業・娯楽業	185	150	△ 34	△ 108	150	42
教 育・学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—
医 療・福 祉	28	25	△ 3	△ 0	25	25
そ の 他 の サ ー ビ ス	48	569	520	△ 18	569	550
国・地 方 公 共 団 体	—	—	—	—	—	—
個 人 に よ る 貸 家 業	82	197	115	△ 118	197	79
個 人 人	438	455	17	17	455	473
そ の 他	7	7	—	2	7	9
業 種 別 計	4,170	3,708	△ 462	△ 1,808	3,708	1,899

●業種別の貸出金償却の額

該当事項はありません。

●リスク・ウェイトの区分毎の信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高および資本控除した額

[単体]

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクspoージャーの額			
	28年3月期		29年3月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	116,987	—	109,013
10%	—	45,067	—	45,572
20%	18,585	—	19,521	2,481
35%	—	147,185	—	150,550
50%	17,506	46	22,254	56
75%	—	65,178	1,500	71,178
100%	12,626	211,404	12,340	219,386
150%	—	1,470	800	1,599
250%	—	968	1,000	1,008
1,250%	—	—	—	—
合 計	48,719	588,310	57,415	600,847

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクspoージャーが含まれる。

[連結]

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクspoージャーの額			
	28年3月期		29年3月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	117,794	—	109,818
10%	—	45,067	—	45,572
20%	18,585	—	19,521	2,481
35%	—	147,136	—	150,500
50%	17,506	61	22,254	78
75%	—	65,131	1,500	71,128
100%	12,626	210,897	12,340	219,186
150%	—	1,607	800	1,798
250%	—	821	1,000	842
1,250%	—	—	—	—
合 計	48,719	588,517	57,415	601,407

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクspoージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクspoージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。
2. 「格付適用」エクspoージャーには、原債務者の格付を適用しているエクspoージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクspoージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクspoージャーが含まれる。

④ 第10条第4項第3号、第12条第4項第4号（信用リスク削減手法に関する事項）

4. 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャーの額

(単位：百万円)

	28年3月期		29年3月期	
	単体	連結	単体	連結
適格金融資産担保が適用されたエクspoージャー	1,572	1,572	1,519	1,519
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクspoージャー	20	20	388	388

⑤ 第10条第4項第4号、第12条第4項第5号（派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項）

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引はございません。

⑥ 第10条第4項5号、第12条第4項6号（証券化エクspoージャーに関する事項）

6. 証券化エクspoージャーに関する事項

当行では、証券化取引へのオリジネーターとしての関与はありません。また、投資家として当行以外のオリジネーターによる証券化商品の購入はありません。

⑦ 第10条第4項第7号、第12条第4項第8号（銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項）

7. 銀行勘定における出資等又は株式等エクspoージャーに関する事項

●銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額および時価

〔単体〕

(単位：百万円)

	28年3月期		29年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	20,665		22,649	
上記に該当しない出資等	2,152		2,152	
合 計	22,817	22,817	24,802	24,802

〔連結〕

(単位：百万円)

	28年3月期		29年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	20,665		22,951	
上記に該当しない出資等	1,012		1,012	
合 計	21,677	21,677	23,964	23,964

●銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	28年3月期		29年3月期	
	単体	連結	単体	連結
売却損益額	1,034	1,034	701	701
償却額	—	—	△ 42	△ 42

●貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	28年3月期		29年3月期	
	単体	連結	単体	連結
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	5,571	5,571	4,763	4,763
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—	—	—

⑧ 第10条第4項9号、第12条第4項第10条（銀行勘定における金利リスクに対して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額）

8. 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

●金利ショックに対する経済的価値の変動額と経済的価値低下率（アウトライヤー比率）

〔単体〕

(単位：百万円)

	28年3月期	29年3月期
金利ショックに対する経済的価値の変動額	1,186	411
経済的価値低下率（アウトライヤー比率）	3.30%	1.08%

〔連結〕

連結子会社の資産及び負債を加えた金利リスクは、銀行本体の金利リスクと比較して影響が軽微であると判断しており、そのため連結ベースでの計測は行っておりません。

- (注) 1. 金利ショックは、保有期間1年、計測期間5年で計測される金利変動の01%タイル値と99%タイル値を採用しております。
 2. コア預金を反映した上で、金利ショックに対する経済的価値の変動額を算出しております。
 3. コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって隨時払い出される預金のうち、引き出されることなく、長期間銀行に滞留する預金で「①過去5年の最低残高」、「②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高」、「③現在残高の50%相当額」の3項目のうち、最小の額を平均満期2.5年として算出しております。
 4. 経済価値低下率（アウトライヤー比率）
 バーゼルⅡ第2の柱のアウトライヤー規制における比率。
 算出方法…金利リスク量 ÷ (自己資本の額)